

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成23年11月14日まで縦覧に供する。

平成23年9月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成23年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人小豆島オリーブ協会

植松 勝太郎

小豆郡小豆島町苗羽甲1356番地4

3 定款に記載された目的

この法人は、オリーブとオリーブ製品の品質向上、技術開発及び販売促進を支援することにより、地域経済の活性化及び魅力あるまちづくりに貢献し、オリーブ生産者及びオリーブ製品の消費者の利益に寄与することを目的とする。